

陳情第48号	受理年月日	令和3年9月16日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について	
要旨	<p>2017年7月7日、核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が国連で賛成122、反対1の大差で採択された。この条約によって、核兵器は壊滅的な人道的影響をもたらす兵器であり、社会的に存在してはならないものとして、人類史上初めて違法と明文化された。同年9月20日に開始された署名、批准は、2020年10月24日に批准国が50か国に達し、2021年1月22日に国際条約として発効した。その後も批准国が増え、7月31日現在55か国になっている。</p> <p>核兵器禁止条約の発効に伴い、2022年3月にオーストリアで締約国会議の開催が予定されている。国連事務次長の中満泉さんは「日本政府がオブザーバー参加することは、条約の理念そのものは共有している、と発信する機会になる」と参加を呼びかけている。ぜひとも、この会議への参加を政府に促していただくよう要望する。</p> <p>日本は戦争による核兵器の悲惨さを体験した唯一の被爆国である。過去の悲惨な戦争への痛切な反省から戦争放棄をしている日本は、核兵器のない世界の実現と紛争の平和的解決を目指すことを国際社会に発信する立場にある。署名、批准を速やかに行い、核戦争の危機を回避することが平和を希求する国民の意思である。核抑止による平和はあり得ない。核の使用が世界の破滅につながることは誰の目にも明らかである。</p> <p>については、非核平和都市宣言の趣旨に基づき、日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准を行い、2022年3月に開催される核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を政府に対し提出していただきたい。</p>	